

日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップの条件

● 以下の①～③のいずれかに該当するハンズオンワークショップ

① 日本区域麻酔学会学術集会で開催される超音波ガイド下神経ブロック・ハンズオンワークショップ

*ワークショップ終了後に参加証明書が発行される。

② 関連学会（日本麻酔科学会、日本臨床麻酔学会、日本ペインクリニック学会、日本心臓血管麻酔学会、日本集中治療医学会、日本小児麻酔学会、老年麻酔学会、日本静脈麻酔学会、日本産科麻酔学会）の年次総会あるいは地方会に付随して開催される超音波ガイド下神経ブロックに関連するハンズオンワークショップ

*2015年度以降に開催されたもので、日本区域麻酔学会ハンズオンワークショップ基準（参考1）を満たしていること。

*主催者に依頼し、参加証明書および「名称、開催場所、講師名、講義・実習時間、参加人数」などセミナーの概要を示す書類を発行してもらう。

*詳細が不明な場合は日本区域麻酔学会事務局(jsra@regional-anesth.jp)までお問い合わせ下さい。

③ 各地域、施設主催で開催される超音波ガイド下神経ブロックに関連するワークショップ

*日本区域麻酔学会ハンズオンワークショップ基準（参考1）を満たしていること。

*主催者はワークショップ開催1ヶ月前までにワークショップの「名称、開催場所、講師名、講義・実習時間、実施内容、参加人数」を明記して学会に認定申請を受けること。

*主催者は参加証明書を発行すること（参考2）。

*ワークショップ修了後、1ヶ月以内に参加者名簿を学会事務局に提出すること。

*認定申請には申請年度から 5ヶ年度以内に受講したワークショップの参加証明書を有効とする。

(参考1) 日本区域麻酔学会認定ハンズオンワークショップ基準

講師のうち1名は JSRA 公認インストラクターまたは日本臨床麻酔学会認定教育インストラクター（神経ブロック）の資格を有していなければならない。

ハンズオンについては以下の講師配置・時間を基準とし、受講者に十分な実習時間を確保すること。但し、講師数が基準に満たない場合には、実習時間の延長により同等の効果を確保すれば認定可能である。

受講者 **5名**に対して1名以上の講師、実習時間；2時間以上
座学講義時間；1時間以上
座学講義・実習については、分割開催可能とする。

ワークショップ受講 10単位（認定医取得のための学会認定単位）を取得するためには、
実習単位；通算2時間以上*
講義単位；1時間以上*、**
を取得し、事務局に申請すること。

*各単位は、年度を超えて繰越可能とする

**座学講義については、VOD講義、オンラインでの講義でもよい

(参考2) 申請時必要項目

- ・申請者名（注）企業名での申請は不可
- ・セミナーの名称
- ・開催場所
- ・講義・実習単位
- ・講義・実習の実施内容
- ・講師名
- ・参加人数（参加者名簿）
- ・参加証明書の様式

（更新：2024/4/18）